

第46回

最近のインターネット特許

海の向こうのインターネット
特許侵害事件

さて、この連載の初めの頃（第2回）に「ソフトウェアは特許されるか」というテーマでお話をして以来の、特許のお話です。

今年の5月に海の向こうの国（アメリカ）の地方裁判所で、インターネットでのオンラインビジネス運営会社をとりあえず安心させる決定がありました。

この発端は、ネットワークでのダウンロードビジネスの基本特許を取得したE-Data Corp.（以下、Eデータ社）がネットワークで電子商取引を行っている数千の会社に警告書を送りつけ、さらに30以上の会社を特許権侵害として提訴したことに始まります。

この特許はフリーニ特許（Freeny: USP 4,528,643）と呼ばれ、原告は、ネットワークを通じてユーザーのハードディスクなどにソフトウェアや音楽データをダウンロードさせる行為のすべてが侵害に該当すると主張していたものです。

結論としては、裁判所は、この特許の特許明細書の不備を指摘して、Eデータ社が主張しているほど広範かつ強い権利ではないと判断しました。

フリーニ特許の実体と
裁判所の判断傾向

さて、それではこのフリーニ特許とはどんな特許なのでしょう。

ちょっとわかりにくいと思いますが、この特許の特許請求の範囲（権利を主張する部分）の日本語訳を見てください（アルファベットは筆者が記入したものです）。

POS現場に位置する情報製造マシンを

使用して物質的客体の中に情報を複製する手法であって以下のステップを含む手法：
すなわち、

- A. 情報製造マシンとの関連で遠隔地に位置するソースから、情報製造マシンに対して、複製すべき情報を提供するステップ（この場合、それぞれの情報はカタログ・コードによって一意に識別される）と、
- B. カatalogコードによって識別される特定の情報を物質的客体の中に複製することを要請している情報製造マシンに対して、複製すべき情報を一意に識別するカタログ・コードを含んだリクエスト複製コードを提供するステップと、
- C. 情報製造マシンの地点で、リクエスト複製コードに含まれているカタログ・コードによって識別される情報の複製を承認する承認コードを提供するステップと、
- D. 情報製造マシンの地点でリクエスト複製コードと承認コードを受け取り、リクエスト複製コードに含まれているカタログ・コードで識別される情報を複製を承認する承認コードに応じて物質的客体に複製するステップとで構成される。

やはりわかりにくいですね。専門家でも理解に苦しみます。すこし、わかりやすくしてみましょう。

- A サーバーからデータがクライアントマシンに送られるようになっている。このデータはコードが付けられている。
- B ユーザーはこのデータが欲しいときには、このデータのコードを含んだリクエストコードをクライアントマシンに入力するようになっている。
- C クライアントマシンでリクエストコードの承認を行う。
- D クライアントマシンでリクエストに応じた

ネットワーク知的所有権研究会

弁理士 松倉秀実
Hidemi Matsukura

データが媒体にダウンロードできるように
なっている。

さて、Eデータ社はこの中のデータとして、ソフトウェアでも音楽データでも何でも含まれると主張しています。また、クライアントマシンはインターネット端末を含み、店舗に設置されたものや、個人の家庭にあるパソコンもすべて含まれると主張しています。さらに、媒体とは、フロッピーや、ハードディスク、テープなどを意味しているとしています。このように考えると、自宅のパソコンでサーバーから何らかのデータをダウンロードする行為や、シェアウェアやフリーソフトウェアでのプログラム入手も特許権侵害ということになります。

これではあまりにも理不尽ですね。この特許は今から13年も前の1983年にアメリカで出願され、1985年7月に成立している特許で、もちろんこのころはインターネットビジネスは影も形もなかった時代で、インターネットでのデータダウンロードビジネスまでも予定したものではなかったはず。

裁判所は、この特許の解釈として、この特許はサーバーからクライアントにいったんデータが転送され蓄積されており、そこからさらにユーザーの媒体にデータがダウンロードされる技術であり、インターネッ

トのようなリアルタイムダウンロードは想定していないと判断しました。そのために、現在のインターネットビジネスの大半はこの特許から逃れられることになったわけです。

なお、このフリーニの特許決定の少し前の5月6日に、バージニア地裁では、やはり14年前に成立した特許に基づいてネットスケープが訴えられていた侵害事件が却下されています。これらの事件を併せて考えると、米国では古い時代に成立した特許で最近のインターネットビジネスが阻害されることを恐れているかのように思えましたが、今年の7月には巡回連邦高等裁判所で金融サービスシステムに関する特許が有効であるという判決が出ていますので、まだ混沌とした状態です。

日本の特許庁の 情報公開と審査動向

さて、日本の動向はどうでしょう？ 最近の日本の特許庁[①]は特許情報の公開に力を入れています。キーワードからの特許調査や商標調査が無料ででき、今後さらにデータベースは充実していくようです。スタート時点ではアメリカ特許庁[②]に少し遅れた感がありましたが、最近では全世界の特許庁の中でもトップクラスの情報提供サイトとなっているといえます。



[①]



[②]

思い起こせば2年近く前、日本の特許庁が媒体特許制度を導入し、ソフトウェア各社が脅威を感じ始めていた頃に、私はある新聞のコラムで「日本でソフトウェア特許を積極的に認めていくためには、ソフトウェア専門メーカーに対して不意打ちとならないよう安価に特許情報を公開すべきだ」と主張したことがありましたが、これが実現されつつあるわけです。

ところで、インターネット特許の審査はどうなっているのでしょうか？ アメリカの影響を受けて日本でもプロパテント政策が実施され、特許庁は出願から1年位での迅速な権利の付与（現在は5年～10年）を目指しているようです。そのため、審査（特許にするかどうかの審査）の質が低下しているのではないかという批判もあるようですが、これは的を得ていないような気がします。特許の審査で完全を尽くすことは本来的に不可能です。バランス問題ではありますが、判断がしやすい従来技術との対比程度をチェックして迅速に権利を認めておき、さらにくわしい権利の範囲は当事者同士で裁判所で争わせるような制度のほうが、急激な技術の進歩にはふさわしい制度といえるのかもしれない。

最近のインターネット特許

さて、最近インターネット特許として権利になっているものには、どのようなものがあるのでしょうか？ 野村総合研究所が主催している「NRIサイバーパテントデスク」^{【①】}を使って「インターネット」をキーワードにして調べてみましょう。すると、10月22日時点で279件のヒットがありました。これは特許された明細書のどこかに「インターネット」というキーワードが記述されているものを集めた検索結果です。

この中でまず目につくのが「広告情報の供給方法およびその登録方法」（特許第2756483号）と呼ばれる特許です。これは地図情報でお馴染みのマピオン^{【②】}のインターフェースの特許にしたものです。この特許の特許請求の範囲（請求項1）は以下のようになっています（アルファベットは筆者が記入）。

コンピュータシステムにより広告情報の供給を行う広告情報の供給方法において、
a. 広告依頼者に対しては、広告情報の入力を促す一方、予め記憶された地図情報に基づいて地図を表示して、当該地図上において広告対象物の位置指定を促す段階と、





- b. 前記地図上において位置指定された広告対象物の座標を、入力された広告情報と関連づけて逐一記憶する段階とを備える一方、
- c. 広告受給者に対しては、前記地図情報に基づく地図を表示するとともに、当該地図上の地点であって、記憶された広告対象物の座標に相当する地点に、図象化した当該広告対象物を表示して、所望する広告対象物の選択を促す段階と、
- d. 選択された広告対象物に関連づけられた広告情報を読み出す段階と、
- e. 読み出された広告情報を、前記広告受給者に対して出力する段階とを備えることを特徴とする広告情報の供給方法。

これもわかりやすく表現してみましょう。

- a. 広告を出したい人は広告情報を入力するとともに、地図上で位置を指定して、
- b. その地図上の座標を広告情報とリンクさせる。さらに、
- c. 広告を見たい人（ユーザー）には、地図を表示させてその地図上でaで指定された位置にアイコン（図象化した広告対象物）を表示させてこのアイコンを選択できるようにして、
- d. このアイコンが選択されたときにはこれとリンクされた広告情報を読み出して、
- e. 読み出した広告情報をユーザーに出力（表示）する。

この特許の審査では、実はわがインターネットマガジンの発刊第2号（1994年12月18日発行）の「サンフランシスコのホテルはおまかせ」（P126～127）が参考文献（審査官が審査で参照した文献）として挙げられています。この記事は、サンフランシスコのホテル案内のサイト[⑩]を紹介し

たもので、サンフランシスコの地図上で宿泊したい場所をマウスでクリックするとその周辺のホテルリストを表示してくれる、いわゆるクリッカブルマップを使ったインターフェイスが紹介されています。

マピオン特許の審査の過程で審査官は参考文献としてこのクリッカブルマップのインターフェイスを挙げているわけです。このことは、このマピオン特許は、単にクリッカブルマップに権利を認めたわけではないということを裏側から言っていることにもなります。

要するにこの特許は、クリッカブルマップをもう一歩進めて、「広告を出したい人（企業）に対して地図上にその人（企業）のアイコンを表示させるサービスを行い、ユーザーにはこのアイコンと広告情報をリンクさせて見せる」ようにした点に特徴があるといえるでしょう。なお、この特許の別の請求項（請求項8）では、上記のa、bだけでも権利となっています。このような地図サービスを考えている企業には要注意の特許でしょう。

なお蛇足ですが、この特許の参考文献に挙げられたインターネットマガジン発刊第2号は、きしくもこの「ネットワーク時代の知的所有権入門」の連載が始まった記念すべき号でした。まさに、「特許庁の審査官も読んでいるインターネットマガジン!!!」（原稿料アップを期待するぞ!!）

その他にも、筆者もまだ技術的な解析が済んでいないのですが、スタック社の圧縮アルゴリズムであるLZ-77の基本特許ではないかといわれている特許[⑩]も成立しており、フリーソフトで配布されている圧縮ツールへの影響が話題になっています。

インターネットビジネスの参入時にはこのような特許の存在に注意しなくてはならない時代が到来したと言えるでしょう。



- [①] URL <http://www.jpo-miti.go.jp/indexj.htm>
- [②] URL <http://www.uspto.gov/>
- [③] URL <http://www.patent.ne.jp/>
- [④] URL <http://www.mapion.co.jp/>
- [⑤] San Francisco Reservations
URL <http://www.hotelres.com/>
- [⑩] 特許第2713369号「データ圧縮装置及び方法」

e-mail ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp